

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を
図るための 2020 年度政府予算に係る意見書

1 月 25 日、中央教育審議会は学校の働き方改革について文部科学大臣に答申を行いました。答申では、教員の勤務時間の把握を初め、学校の業務のうち 14 項目について教員の業務軽減を求めています。また、文部科学省が策定した公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（上限ガイドライン）は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）のもとで勤務時間管理が不十分であった学校現場に時間外勤務の上限目安を設けることで、長時間労働の縮減を図ろうとするものです。今後、自治体には「上限ガイドライン」に基づいた方針等の策定が求められています。

学校の働き方改革の推進は、教職員の心身の健康を守るとともに、子どもたちの豊かな学びを保障することにつながります。「上限ガイドライン」はあくまで規制をかけるものであり、教職員定数改善や業務削減が伴わなければ働き方改革につながりません。これには、自治体だけでは限界があり、国の施策として法改正や財源保障をすることが求められます。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であり、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

よって、政府（国）におかれては、2020 年度政府予算編成において、次の事項を実現するよう要望します。

1. 教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

上記のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

2019 年（令和元年）7 月 2 日

福山市議会

(提出先)

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

衆議院議長

参議院議長